

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

現状と課題

・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方や適切な教員配置、教育環境の整備が課題となっています。

・通常学級においては、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加している状況の中、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に進めていく必要があります。

・いじめの認知件数は、近年、中学校ではほぼ横ばいを推移し、小学校では増加傾向を示しており、本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの早期発見・早期対応を図っています。今後も、より一層学校全体で支援する校内体制を確立することが重要です。

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

主な取組成果

特別支援学校のセンター的機能担当教員の計画巡回訪問支援、個別の指導計画の作成やサポートノートを活用した引継ぎの促進、児童生徒の医療的ケアの拡充、長期入院・入所児童生徒の学習支援のためのスタディサプリの活用等により、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を進めました。

「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施や、研究協力校を含む、要請校内研修等を延べ41回実施したことにより、児童生徒指導の充実を図りました。

全小学校への児童支援コーディネーター配置を継続するとともに、スキルアップに向けた研修の実施については、市立全小学校に専任化した児童支援コーディネーターの研修を、新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援教育コーディネーター連絡会議を4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施しました。

不登校の児童生徒の居場所となる適応指導教室「ゆうゆう広場」の運営や、学び直しができる夜間学級の運営等を通じて、教育の機会確保を図りました。

海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談や、日本語指導等協力者及び学習支援員の派遣等により、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒への指導の充実を図りました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
支援の必要な児童の課題改善率	94.6% (H29(2017))	93.2%				95.0%以上
各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
支援の必要な児童に対する支援の未実施率	0.6% (H29(2017))	0.1%				0%
各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
個別の指導計画の作成率 (小・中・高等学校)	70.0% (H28(2016))	96.0%				100%
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
いじめの解消率 *	小学校	83.2% (H28(2016))	73.5%				85.0%以上
	中学校	91.8% (H28(2016))	85.8%				92.0%以上
いじめが解消した割合(解消した件数/認知件数×100) 【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】							
いじめに関する意識	小6	77.9% (H29(2017))	83.2%				82.0%以上
	中3	66.7% (H29(2017))	74.3%				74.0%以上
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 【出典:全国学力・学習状況調査】							
不登校児童生徒の出現率 *	小学校	0.52% (H28(2016))	0.59%				0.30%以下
	中学校	3.82% (H28(2016))	4.24%				3.34%以下
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100) 【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】							

* 参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典元の調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。

主な課題

特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能について、各種会議、研修を通じて、小・中学校への支援力をさらに高めていくことや、就学相談の方法を一部見直すなど、本人・保護者のニーズの多様化等に対応できるよう検討することが必要です。

いじめの解消率が下降傾向にあるとともに、不登校児童生徒の出現率が高まっていることから、いじめ・不登校の未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組が必要です。

「かわさき共生* 共育プログラム」での効果測定・検証については、各学校からの要請研修等の希望も多く、今後さらに、効果測定の見取り研修やケース会議の支援を充実させることが必要です。

児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に活かせるよう内容の充実が必要です。

市内6か所の適応指導教室の運営を継続しながら、国の動向を踏まえ、適応指導教室の機能を引き続き充実する等、不登校児童生徒への対応策について検討していく必要があります。

海外からの転入を希望する児童生徒が多くなり、就学に向けた相談件数が増加していることから、面談を通して多様な背景を持つ児童生徒や保護者の状況を把握し、学校と連携しながら、速やかな就学につなげていくことが大切です。また、日本語指導等協力者派遣の充実を図りながら、日本語指導が必要な児童生徒への指導体制を充実させていく必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

外国と比べて、日本では障害者理解が足りていない印象がある。子どものころから障害のある子どもと障害のない子どもが触れ合って生活することでお互いの理解が進み、意識が変わってくるのではないだろうか。

就学相談については、療育センター等との連携が必要不可欠である。相談方法の見直しについて検討を進めてほしい。

不登校やいじめへの対応について、適応指導教室等の教育委員会内部で取り組むだけでなく、人権オンブズパーソンや市内フリースペースなど他の機関と連携しながら進める必要がある。

今後の取組の方向性

特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能については、各学校への巡回訪問等を通じて具体的な助言を行うとともに、連絡会議等によるセンター的機能担当教員の能力向上を通じた支援力の向上や、各学校の担当教員への研修を行います。また就学相談については、相談件数の増加や内容の多様化等を受けて、本人・保護者のニーズに的確に対応できるよう相談体制の見直しを検討するとともに、教育支援会議等を通じて地域療育センターをはじめとする関係機関との連携を行います。

障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成するさまざまな人とともに助け合い支えあって生きていくことを学ぶ機会となるよう、全ての小・中学校において児童生徒の状況に応じた交流及び共同学習を推進します。

いじめや不登校の未然防止、早期発見・解決に向けて、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊教育プログラム」の実施や教育相談体制の充実などを図ります。

「かわさき共生＊共育プログラム」については、各学校からの要請に基づいて校内研修を行うとともに、新エクササイズを活用した実践形式の研修会を開催し、各学校の実情に合わせて実践できるよう支援を行います。また、学級集団の状況を把握するQ-Uについては、研究協力校における結果を全国の結果と比較することで、市の状況についての検証を行います。

児童支援コーディネーターについては、経済的に困難な家庭環境や外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズに対応できるよう、研修内容の充実を図ります。

不登校児童生徒への支援については、適応指導教室「ゆうゆう広場」の運営や関係機関との連携を行い、一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな相談活動を通じて状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげます。また、中学校における校内支援体制の在り方について検討を行います。

海外から転入してくる児童生徒については、就学前の支援として日本の学校の様子についての周知や、やさしい日本語の指導等を行いながら、速やかな就学につなげるとともに、日本語指導が必要な児童生徒への初期指導を行うための、日本語指導等協力者の派遣の充実や、児童生徒の実態に応じた組織的かつ計画的な指導のための、担当者の研修や情報共有の充実を図りながら、「特別の教育課程」の編成・実施を進め、指導の充実を行います。

施策1	共生社会の形成に向けた支援教育の推進
概要	本市では、共生社会の形成をめざし、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進します。すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

事務事業名	特別支援教育推進事業 ★			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ・言語通級への担当教員の追加配置	・小・中学校への支援の実施		
	小・中学校通級指導教室の運営 ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置	・国等の動向を見据えながらの運営改善の検討		
	個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・継続実施			
	特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施			
	医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 ・児童生徒の状況に応じた支援の実施			
	長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置			
	一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における体制の整備 ・特別支援教育コーディネーターによる支援 ・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置			
	児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進			
	一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進 教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備 ・相談・支援の実施			

実施状況

- ①特別支援学校のセンター的機能担当教員の計画巡回訪問支援は小・中学校116校を対象として特別支援学級の支援を行いました。また、通級指導教室のセンター的機能担当教員による計画・要請訪問を小・中学校に延べ1,198回実施しました。
- ②小・中学校通級指導教室担当教員、設置校長等と、国の動向を踏まえた今後の通級の運営等について検討を進めました。
- ③各種会議、研修において、個別の指導計画の作成やサポートノートを活用した引継ぎの促進を図りました。
- ④必修研修計23回（延べ1,950名参加）、希望研修計20回（延べ663名参加）を計画実施し、教職員の資質向上を図りました。
- ⑤児童生徒の医療的ケアの状況に応じ、看護師の訪問又は看護助手員によるケアを実施できるよう事業を拡充し、延べ17人の児童生徒にケアを実施しました。また関係者を参集した校内委員会を開催し支援の充実に努めました。
- ⑥長期入院・入所児童生徒の学習支援のため、スタディサブリを活用することで、支援の充実を図りました。
- ⑦各小・中・高等学校における課題のある児童生徒の支援の状況を調査し、年間21,638回特別支援教育サポーターを配置しました。
- ⑧児童生徒の状況に応じた交流及び共同学習について、個別の指導計画に基づき適切に実施することができました。
- ⑨663件の就学相談の申込があり、教育支援会議において初就学、既就学合わせて620件について審議しました。より丁寧に審議できるよう、会議委員に医師・学識経験者を各1名増員しました。

課題と今後の取組

- ①特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能について、各種会議、研修を通じて、小・中学校への支援力をさらに高めていくよう努めます。
- ②国の動向を見据えた通級指導教室の運営改善について引き続き検討していきます。
- ③個別の指導計画やサポートノートを活用した効果的な指導・引継ぎ・連携を促進します。
- ④特別支援教育に係る研修について、学校で実施しているものも含め全体を整理し、より効果的、効率的な実施を図ります。
- ⑤医療的ケア支援事業については、田島支援学校において高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応にむけた校内支援体制の構築を推進します。
- ⑥スタディサブリの有効性が確認できたため、今後も継続する必要があります。
- ⑦特別支援教育サポーターについては効果が認められており、拡充に向けて調整を図ります。
- ⑧交流及び共同学習については、引き続き推進を図ります。
- ⑨就学相談の方法を一部見直すなど、本人・保護者のニーズの多様化等に対応できるよう検討します。

事務事業名	共生・共育推進事業			
担当課	教育改革推進担当	関係課		
事業の概要	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	各学校における年間6時間(標準)の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進			
	担当者研修の実施 ・年2回の継続実施			
	研究協力校での効果測定・検証 ・効果測定・検証の継続実施			
	エクササイズ集を活用した取組の実施 ・新エクササイズに対応した職員研修の充実			

実施状況

- ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施については、年間2回の共生・共育担当者研修会（4月、8月）を行いました。
- ②研究協力校での効果測定・検証については、研究協力校を含む、要請校内研修等を延べ41回実施しました。また、協力校情報交換会を開催し、今後の取組についての提案等を行って学校の取組を支援しました。
- ③新エクササイズを活用した取組の実施については、新エクササイズを活用した実践形式の研修会を行いました。

課題と今後の取組

- ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施については、各学校の実践の支援のため必要であり、今後も継続していきます。また学校の実情に合わせて研修内容を工夫しながら学校要請研修等を行います。
- ②研究協力校での効果測定・検証については、要請研修等の希望も多く、効果測定の見取り研修やケース会議の支援の他、学級集団の状態を把握するQ-Uの全国の結果との比較から市の状況を検証することも必要なため、今後も支援を継続していきます。
- ③新エクササイズを活用した取組の実施については、新エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があり、今後も継続していきます。

事務事業名	児童生徒支援・相談事業			
担当課	総合教育センター	関係課	教育改革推進担当	
事業の概要	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 ・スキルアップに向けた研修の実施			
	スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・全中学校への継続配置 ・学校巡回カウンセラーの全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣継続実施			
	スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもがおかれている状況に応じた支援 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化			
	多様な相談機能の提供 ・多様な相談機能による相談支援の実施			
実施状況				
<p>①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施については、市立全小学校に専任化した児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援教育コーディネーター連絡会議4回、児童生徒指導連絡会議7回実施しました。</p> <p>②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実については、市立全中学校にスクールカウンセラーを配置、市立小学校・特別支援学校には要請に応じて、市立全高等学校には週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラーを派遣し、専門性を活かした教育相談活動を行いました。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携については、学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを各区・教育担当が派遣し、必要に応じて区役所内をはじめとする関係部署や関係機関と連携しながら、適切な支援を展開しました。</p> <p>④多様な相談機能による相談支援の実施については、必要に応じて各相談機能が連携を取り、面接による相談、電話相談等を実施し、また、「SNSいじめ相談@かながわ」に抽出校が参加するなど神奈川県教育委員会の取組とも連携を図りながら、相談者の多様なニーズに応じるように努めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に活かせるよう内容の充実を図りながら継続します。</p> <p>②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要があります。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーの配置・派遣について、今後も各区1名以上の体制を維持し、効果的な支援体制を維持していきます。あわせて、事例研修・専門研修の継続・充実を通して専門性の向上や一定の統一感を持った対応等を図っていく必要があります。</p> <p>④多様な相談機能を今後も継続し、専門性を維持しながら相談者の多様な相談ニーズに適切に応じられるようにする必要があります。</p>				

事務事業名	教育機会確保推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ・市内6か所の運営継続実施			
	子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 ・継続実施			
	既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営継続実施 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実			
実施状況				
<p>①適応指導教室に249名の不登校児童生徒が登録しました。 ②メンタルフレンド延べ24名を各適応指導教室に配置し、子どもたちの体験活動や相談活動を支援しました。 ③夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①現在の市内6か所の適応指導教室の運営を継続しながら、国の動向を踏まえ、適応指導教室の機能を引き続き充実させていく必要があります。近年の社会的要請も踏まえ、不登校対策に関する取組の強化を検討していきます。 ②メンタルフレンドは子どもたちの目線に近い存在として、通級する子どもたちの活動を支援するために有意義であり、今後も継続していきます。 ③入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう、学校の支援体制等を見直し、夜間学級の充実を図っていきます。</p>				

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・継続実施			
	日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ・派遣の継続実施			
	帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ・継続実施			
	日本語指導のための特別の教育課程の実施 ・国際教室（日本語教室）における継続実施			
	日本語指導のための特別の教育課程の実施 ・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討	・全小・中・特別支援学校での実施		
実施状況				
<p>①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談を174件以上実施しました。</p> <p>②日本語指導等協力者及び学習支援員の派遣を延べ11,132回実施しました。</p> <p>③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を1回、国際教室担当者連絡協議会を2回開催しました。</p> <p>④日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施を市立小・中・特別支援学校で進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①海外からの転入を希望する児童生徒が多くなり、就学に向けた相談件数が増加しています。面談を通して多様な背景を持つ児童生徒や保護者の状況を把握し、学校と連携しながら、速やかな就学と日本語指導につなげていくことが大切です。</p> <p>②日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、日本語指導等協力者の派遣ニーズが更に高まっています。日本語力向上への支援は長い期間を要するため、約1年間の初期指導を充実させて支援していく必要があります。</p> <p>③国際教室設置校及び未設置校も含めて、児童生徒の実態に応じた組織的かつ計画的な指導が行われるよう、指導体制や指導内容の充実が求められています。特別の教育課程として日本語指導を編成・実施していくにあたり、担当者の研修や情報共有をより充実させていきます。</p> <p>④今後も市立小・中・特別支援学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の編成・実施を進め、指導の充実を図っていく必要があります。</p>				

事務事業名	就学等支援事業			
担当課	学事課	関係課		
事業の概要	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・中学生への継続及び新小学1年生(H31(2019)年度入学)への実施			
	システム化による事務処理効率化 ・システムの構築及び制度改正の実施	・効率化の実施		
	特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ・継続実施			
	就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・継続実施			
	高等学校奨学金の支給による支援 ・継続実施			
	大学奨学金の貸付の実施 ・継続実施			
実施状況				
<p>①②就学援助事務を効率的に執行するための「就学援助システム」を構築し、制度改正を実施しました。「就学援助システム」を活用して、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施し、令和元年度以降の各小・中学校と学事課との間の事務フローの変更を行いました。</p> <p>③特別支援教育就学奨励費事務について、円滑に実施しました。</p> <p>④平成29年1月に稼働を開始した就学事務システムにより、就学事務を円滑に実施しました。</p> <p>⑤⑥奨学金の支給（高校生）及び貸付（大学）を着実に実施しました。大学奨学金については、国や他都市の動向を踏まえながら、制度の在り方について検討を行いました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>今後も、各制度について、事業を着実に推進します。</p> <p>①②④就学事務システムの学齢簿情報を活用した「就学援助システム」の稼働を開始し、令和元年度から新たな事務フローによる就学援助事務を実施しながら、業務執行上及びシステム運用上の課題を洗い出し、解決に向けた取組を進めていきます。</p> <p>③特別支援教育就学奨励費事務及び⑤高等学校奨学金については現状のまま継続します。</p> <p>⑥大学奨学金については、国や他都市の動向を踏まえ、事業の見直しについて検討を進めます。</p>				